

令和 2 年 7 月 14 日現在

機関番号：95401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04134

研究課題名(和文) 障害はジェンダーにどのように影響を及ぼすのか 軽度障害女性の意味世界から

研究課題名(英文) How does disability have an influence on gender? Searching into mild disabled women's meaning - world

研究代表者

秋風 千恵 (Akikaze, Chie)

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所・研究部・研究員

研究者番号：60601903

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は軽度障害女性の意味世界から障害とジェンダーを考察するものである。先行する障害者研究は、「障害者」と一括りに定義づけ、その障害が可視的である重度障害者に特化して語り、障害の程度あるいはジェンダーによる差異には注目してこなかった。本研究では当事者にインタビュー調査を行うなかで、従来の障害研究から漏れていた女性たちの生きづらさ、女性であり、障害があるという交差のなかで動きがとれなくなっていく生きづらさを浮き彫りにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、障害研究の分野において軽度障害という概念を持ち込んだこと、また同じ障害者であってもジェンダーによりその経験や生きづらさに大きな差異があることを明らかにしたことである。特にこれまで顧みられることのなかった障害女性について、具体的な数字や事例を示してその貧困や生きづらさの経験を明らかにしたことは、今後政策等で具体的に救済の道を探る一助になりうる。そういった意味で社会的意義が大きいと言えるだろう。

研究成果の概要(英文)：This research discusses how disability is related to gender, through the analysis on the "Meaning-world" of mild disabled women.

Previous studies had tendencies for focusing on the severely and visible disabled person, and discussed the distress of severely and visible disability. However, those studies did not discuss that the distress are varied with severity of disability and gender. This research shows the distress of disabled women, who suffers the intersectionality between women and disabled.

研究分野：障害者研究、当事者へのインタビュー調査に基づき、社会学的視座で分析考察。

キーワード：障害女性 軽度障害 ジェンダー 意味世界 交差性

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初は国内外ともに障害女性に関する専攻研究はほとんどなかった。「これまで複合差別については、理論または施策レベルで検討されてきた(星加 2007、Schiek & Lawson 2013)。先駆的なものとしては、女性障害者が自立生活を送る上で抱える諸問題について、三〇名を対象に聞き取り調査を行った伊藤(2004)がある。(中略)近年、障害のある女性の複合的な差別を明らかにすることを意図した初めての調査が、DPI 女性障害者ネットワーク¹により行われている。報告書『障害のある女性の生活の困難』²は、87人への質問紙調査により36%の人が性的被害を受けた経験があったことなど、深刻な実態を明らかにしている」(土屋 2018: 1-2)と土屋も述べるように、先行研究も実態調査資料もないに等しい状態だった。むしろ「軽度」障害女性に関するものなど全くなかった。そのためまず筆者に身近な当事者から、そこから雪だるま式に当事者を紹介してもらい地道にインタビュー調査をしていくしか方法がなかった。翌年、名古屋の数人の研究者仲間が障害女性への調査を始めたことを知り、互いに、連携をとり、インタビュー調査も共に行い、研究会も実施し互いの資料を共有していくこととなった。また、障害者運動のなかでも障害女性が抱える生きづらさが注目され始め、意見交換が活発になってきている。

2. 研究の目的

本研究は、2013年に単著出版した博士論文の内容を発展させるものである。博士論文では、従来「障害者」とひと括りに称され、その問題が不可視であった障害程度が「軽度」である障害者、支援や介助の対象となる障害者ではなく健常者社会で暮らす障害者を対象に、生活史調査に基づく実証研究を行い、重度障害者とは別様の生きづらさを抱える軽度障害者の意味世界について明らかにした。本研究では、この研究の発展・展開を期して、いっそうの理論的枠組みの強化とその実証をめざす。また、これも問題が不可視であった「軽度障害女性」に焦点をあてて、ジェンダー・バイアスが障害にどのように作用しているのかを、上の仮説のもう一つの発展・展開として考察・実証して、障害とジェンダーに関する先行研究に一石を投じたい。

3. 研究の方法

当事者へのインタビュー調査が基本である。調査協力者には事前に調査目的を説明し、同意を得られた人へのみインタビューを行った。事前説明ではこの調査が日本学術振興会科学研究費助成事業の一環であること、記録の録音をし、その後テープ起こしをして分析することへの了承をお願いした。また研究結果を発表する場合には個人が特定できないよう記述すること、また個人情報にはコンピューターの外部のハードディスクに保管し、第三者が入手できないよう管理すること等を伝え、同意が得られた場合はご本人から承諾のサインをいただいている。

調査内容は年齢、家族構成、学歴、障害の状態等の基本的なことから、経済状態についても質問した。現在の自身の収入・支出、また高校生の頃の生育家族にゆとりがあったかどうかについても、質問した。経済状態と当事者が感じる生きづらさの相関関係をみるためである。以上の点は全員に質問した。もちろん、答えたくない質問については答えなくてもよい旨伝え、誤解をうまないよう留意した。

調査対象者はまず筆者の身近で、以前から交流のある松江市内の自立生活センターに通う人や障害者団体就労継続支援 A 型の障害者支援事業所に通う当事者数人から始め、その後は雪だるま式に彼女らの紹介で増やしていった。また新たに交流のできた出雲市内の当事者や鳥取県大山町などからも紹介を受け調査を行った。

インタビュー時間は2~2.5時間くらいがほとんどだったが、4時間を超えて話を聞くことができた人もいた。インタビュー後は記憶が残っているうちに、なるべく当日内に要点をメモにしておき、テープ起こしは業者に頼んだ。

4. 研究成果

伊藤の調査にも見られたが、2012年の報告書では87人中31人、実に36%の人が性被害に遭っていた。「その内容も、介護、福祉施設、医療の場で起きた被害が10件、職場で上司などから受けた被害が4件、学校で教師や職員から受けた被害が2件、そして家庭内で親族から受けた被害も3件ある。『マッサージ師として働く職場で休憩中、上司と二人きりになると後ろから抱きつかれて胸を触られた。白衣をめくられて下着に触られたこともある(40代、視覚障害)』『社員旅行の帰りに上司に飲みにつき合えと言われ、酔って眠ったのを良いことにホテルに連れ込まれて性的暴行を受けた。その後も関係を強要され続けた(30代、肢体不自由)』『義兄からセクハラを受けたが誰にも言えない。自立できず家を出られないし、家族を壊せないから(50代、視覚障害)』と、深刻なものが多い。(中略)目が見えない、声が出せない、耳が聞こえない、手足が動かせないなどの障害のために、抵抗もできなかつたり、助けを呼べないのです。加害者はそれを分かって、付け込んでくる形です。(中略)警察や行政の窓口へ訴えに行っても、知的障害者の言うことだからと取り合わない。障害で子育てできるの?と言われた」[障害保健福祉研究情報システム 2013]等々、予想されていたものの、それ以上に厳しい現実が明らかになっていたが、本研究でも性に関連する生きづらさの語りが見られた。障害を理由にパートナーに言われて墮胎した女性はその後ずっとその事実が重くのしかかっていた。結婚し子どもを

産んだが、舅から障害を理由に言葉でも身体的にも暴力を受け子どもを置いて逃げ出さざるを得なかった女性、など耳を疑うような現実もあった。

金銭面での厳しさも語りのなかから明白になった。2011年の調査で「こういった日常から抜け出して独立したいと思っても、障害のある女性の就職は難しく、一般男性が9割、一般女性が6割強仕事を持っていても、女性障害者は3割弱。年収は50万円未満の人が約半分。99万円未満だと7割になる。年金や手当を含めても平均92万円で、障害男性の181万円も低いが、その半分という、極端な低収入だ」[障害保健福祉研究情報システム 2013]と明らかにされていた。この収入で自活することは無理であり、家族内でDV被害を受けても、逃げることもままならぬだろう。

「全国の障がいのある人約937万人のうち障害年金受給者は約211万人に過ぎず(2016年度)、75%以上の方が無年金状態です」(日本弁護士連合会2019)という。充分裕福で年金に頼らずとも生活できている障害者ももちろんいるだろう。しかし先行する障害者研究が示しているのは、重篤な障害のある障害者で自立生活³をしている人たちは、年金だけでは生活できないため生活保護に頼って生活をしているケースが多いことである。筆者が調査している軽度障害者は、障害年金の対象にならないケースも多い。就業すること自体が難しかったり、就業していても非正規雇用であることは珍しくない。障害者雇用率が2.2%に上がり、イメージのためにも障害者雇用に積極的である企業も多くなった。しかし、ハローワークの障害者雇用を見ると嘱託職員等非正規としての雇用がほとんどである。障害女性の雇用はより厳しい。生活の基盤を得られず、あやうい立場を強いられているケースも多いだろうことは想像に難くないが、本研究でも障害女性の年収の低さは際立った。こういったデータを基に、社会保障政策に提言していくことも必要だと考えている。

障害女性については法制定の段階でいろいろな意見がでており、まず法文に入れるべきかどうか、またどのような文言を入れるか、二転三転した経緯があった。経緯について瀬山がまとめた文章があるので引用しておきたい。

「障害者権利条約は、2006年12月に国連総会で採択された条約で、条約制定は当事者参画のもとに進められた。障害女性の複合差別については韓国からの提案が発端となり、最終的に、障害のある女性についての条文(第6条)のほかにも、前文をはじめとする条文のなかでジェンダーの課題が強調すべき課題として明示された。条約批准のための国内法整備の過程では、当初から条約に示された障害女性の複合差別の課題をいかに国内の法整備に反映させるかについて議論があり、推進会議のなかでも活発な意見提示があった。それらを集約したものが2010年12月に出された『障害者制度改革の推進のための第二次違憲』にまとめられた。しかし、2011年に改正された障害者基本法には、『性別』に応じた施策の策定と実施が必要だとする文言が追加されるにとどまり、障害のある女性が複合的な困難を経験しているという側面は一見すると読み取りにくい結果に終わった。ただ、改正障害者基本法に基づいて設置された障害者政策委員会は、推進会議での議論を引き継いでおり、2013年に策定された新たな障害者基本計画には、障害女性の課題やジェンダー統計の必要性が明記された。今後さらに、こうした施策のモニタリング等を通して、条約に基づく状況の変化をおこしていくための方策が考えられる必要がある。」(瀬山2016:11)

法律は現在のところ「性別」にとどまっているが、「障害女性」へと法の文言をかえていく努力を続けていく必要があるだろう。筆者も障害女性の困難を解決するべく今後も研究を続けていこうと考えている。

【註】

1 DPIのなかの組織で、DPI女性障害者ネットワークの活動は1986(昭和61)年、優生保護法の撤廃をひとつの目標に始まった。国内の障害女性を繋ぐ、緩やかなネットワークでえある。メーリングリストが開設されており、オフでは忌憚のない意見を交わせる「しゃべり場」や映画上映会などが開かれている。

2 障害保健福祉研究情報システム(2013)「女性障害者の生活の困難と複合差別をなくす取り組み」で見ることができる。

3 世界初の障害者情報誌『リハビリテーションギャゼット』は自立生活を次のように規定している。「自立(生活)とは、どこに住むか、いかに住むか、どうやって自分の生活をまかなうか、を選択する自由をいう。それは自分が選んだ地域で生活することであり、ルームメートを持つか一人暮らしをするか自分で決めることであり、自分の生活一日々の暮らし、食べ物、娯楽、趣味、悪事、善行、友人等々すべてを自分の決断と責任でやっていくことであり、危険を冒したり、誤ちを犯す自由であり、自立した生活をすることによって、自立生活を学ぶ自由でもある。」

【参考文献】

秋風千恵(2008)「軽度障害者の意味世界」『ソシオロジ』52(3):53-69.

星加良司(2007)『障害とは何か ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院

伊藤智香子(2004)『女性障害者とジェンダー』一橋出版

日本弁護士連合会(2019)「11月5日に『第2回全国一斉障害年金電話法律相談会』を実施します」

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2019/191105.html?fbclid=IwAR1HNRM4QwtTSEbENL>

[ZH3XwrprHvKFpFjXlg3If4jKXfuKnFfocPRt7I-0s](#) (2020年7月1日参照)

瀬山紀子 (2016) 「障害女性の複合差別の課題化はどこまで進んだか」『国際女性』: 11-21. Schiek, Dagmer and Lawson, Anna (2011) *European Union Non-Discrimination Law and Intersectionality : Investigating the Triangle of Racial, Gender and Disability Discrimination*, Ashgate.

障害保健福祉研究情報システム (2013) 「女性障害者の生活の困難と複合差別をなくす取り組み」

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/law/josei_chiikihoken1306/index.html

(2020年7月1日参照)

土屋葉 (2018) 「「障害女性であるゆえに悩みはつきない」 — 語りから読み解く身体障害のある女性の「生きづらさ」(1) —」愛知大学文学論叢 155 : 1-22.

全国自立生活センター協議会「自立の理念」<http://www.j-il.jp/about-rinen> (2020年7月1日参照)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 秋風千恵	4. 巻 17
2. 論文標題 軽度障害者の語りにみるディスアビリティ経験	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 フォーラム現代社会学	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋風千恵	4. 巻 13号
2. 論文標題 社会的包摂とアイデンティティ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 障害学研究	6. 最初と最後の頁 41-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山田富秋 西倉実季 浦野茂 佐藤貴宣 秋風千恵
2. 発表標題 シンポジウム 「社会学と障害学の対話」
3. 学会等名 関西社会学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 木下衆、秋谷直矩、朴沙羅、松田さおり、大島岳、秋風千恵
2. 発表標題 フィールドワーカーとリスク どこまで参加するか？/どこまで書くか？
3. 学会等名 日本社会学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 谷富夫	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 450
3. 書名 社会再構築の挑戦	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----